

委員会提出議案第6号

コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和3年12月16日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者 建設経済常任委員長
渡 部 一 夫

コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で 2020 年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した 36 万トンの上乗せ「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021 年産米の市場価格は暴落しました。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による緊急買入れなど特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は、「市場隔離と同等の効果を持つ」対策として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の 20 年産米 37 万トンの中から 15 万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に 15 万トンの販売が 22 年 11 月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回るようになります。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年 77 万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の 26 年間で 4 分の 3 に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で「1 日 1 食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
- 2 政府が買上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。
- 3 国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 3 年 1 2 月 1 6 日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様